

お知らせ

**国民健康保険限度額
適用認定証の申請**
問住民課 〔☎(57)4136〕

限度額認定証は、国民健康保険に加入されている方が入院や外来診療を受けた場合の医療費の自己負担限度額を病院に示すものです。病院に保険証と認定証を提示すると、1か月の窓口負担額のうち、保険診療分の医療費が次の表のとおりになります。

自己負担限度額は所得に応じて決まりますが、8月1日からは平成30年分の所得がもとになります。認定証が必要な方は、8月1日以降に住民課に申請してください。

申請に必要なもの

保険証、印鑑

・70歳以上75歳未満の方は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと低所得者Ⅰ・Ⅱの方が対象です。

・自己負担限度額は1か月（各月1日～末日）の金額です。

・過去12か月のうちで自己負担限度額上限までの支払が4回目以降の場合、自己負担限度額が下がります。

・差額ベッド代や食事代は自己負担限度額に含まれません。
・世帯に所得を申告していない方がいる場合、申告していただいた後に判定されません。
・国民健康保険税を納めていない場合、認定証を交付できません。

◎70歳未満の方

区分	所得要件	自己負担限度額	4回目以降
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

◎70歳から75歳未満の方

区分		外来(個人単位) の限度額	外来＋入院 (世帯単位)の限度額	4回目以降
現役並み 所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上の方)	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満の方)	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満の方)	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1%		44,400円
低所得者	Ⅱ(世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方)		24,600円	なし
	Ⅰ(世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方で、かつ世帯全員の所得が0円の世帯の方)	8,000円	15,000円	

**マイナンバーカード
日曜交付のお知らせ**
問住民課 〔☎(57)4126〕

持参する物(必須)

- ・カード交付の案内ハガキ
 - ・通知カード
 - ・本人確認書類
(運転免許証等)
- 持参する物(お持ちの方)

- ・印鑑登録証
 - ・住民基本台帳カード
- 〔日〕8月25日(日)9時～12時

野木神社太々神楽の若人募集

問野木神社 〔☎(55)0208〕
生涯学習課 〔☎(57)4188〕

伝統芸能を継承し発展させた
い熱き志を持つている方、また
少しでも興味のある方、町内町
外は問いませんので、お気軽に
お申込みください。

野木神社

内容 神楽舞、篠笛、つづみ、太鼓

対 20歳代～40歳代

公演 年数回(12月3日、4月

第2 日曜日、他)

練習日 調整により決定します。

申 電話または直接公民館へ

※詳細は問い合わせ先へ